

令和8年度（追加分）
白河市工事等の入札参加資格審査申請の手引き

建設工事



福島県白河市

総務部財政課 工事契約検査室

はじめに

公共機関が工事の請負契約、測量等の委託契約の相手方を競争入札の方法で選ぶ場合、あらかじめ相手方の資格を審査し、契約対象者として適正かどうか認定しておくことが地方自治法により定められています。

このため、白河市が行う工事等の競争入札に参加しようとする方は、白河市に対して入札参加資格審査申請書等を提出し資格審査を受け、工事等請負有資格業者となる必要があります。

1 申請の受付期間及び時間

受付期間 令和8年2月2日（月）から令和8年2月27日（金）まで

2 提出方法及び提出場所

郵 送：令和8年2月27日（金）の消印有効

※レーターパック、宅配便などでも可

提出先：〒961-8602 福島県白河市八幡小路7番地1
白河市役所 財政課 工事契約検査室

3 資格の有効期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。

4 審査基準日 令和7年7月1日

（資格審査は、審査基準日の直前の営業年度の内容で行います。）

5 申請書を提出できない者

審査基準日時点で以下に該当する場合は、申請することができません。

また、白河市での入札参加資格が認定された後、下記事項に該当した場合は資格を喪失することがありますのでご注意ください。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当する者
- (2) 法令の規定により営業に許可等が必要とされている場合において、これを受けていない者
- (3) 工事請負契約等において、不正の行為等により入札参加資格の取消しの通知を受けた日から2年を経過していない者
- (4) 競争入札参加者の資格審査に関する申請等において、虚偽の事項を記載した者
- (5) 審査基準日の直前1年の営業年度において、完成工事高のない者
- (6) 市税等に滞納がある者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号のいずれかに該当する者
- (8) 社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していない者（個人事業主等であって社会保険の適用除外となる場合を除く。）

6 申請の方法及び注意事項

(1) 水色のA4版フラットファイル（ファイルのとじ具は金属製のものは使用不可）に綴じ、
背表紙（上から「名簿の番号」「タイトル」「会社名」）をつけて提出して下さい。※別紙
「背表紙見本」参照

(2) 書類不備の場合は、連絡します。

(3) 申請の際、受付票（入札参加資格申請エクセルシートから印刷）を同封して下さい。受付
後に受付印を押して、返送いたしますので返信用封筒（切手貼付）を必ず同封して下さい。

(4) 委任する場合、見積入札・契約締結・代金請求受領の権限はすべて委任しなければなりま
せん。

(5) 各種証明書は、それぞれの発行官公署において定めた様式とし、証明年月日は申請日から
3ヶ月以内のものを使用して下さい。（コピー提出可）

(6) 申請書類に虚偽の記載をした場合や重要な事実の記載をしなかった場合など、認定後に発
覚したときは資格が取り消される場合があります。

7 申請用紙

(1) 市ホームページのダウンロード一覧から必要な書類を選択してお使いください。
申請にあたっては、手引き並びに記載要領を必ず御覧下さい。

(2) 手書きの場合、必ず黒ボールペン（油性）又は万年筆を使用し、明確に書いてください。
フリクションボールペン等の消えるボールペンは絶対に使用しないで下さい。

(3) 市が指定する様式については、全てA4判で作成して下さい。

8 申請後の資格認定

(1) 資格審査申請書の受付期間終了後、令和8年3月末までに審査を行い、工事等請負有資格
業者として認定します。

(2) 通知は、資格認定が受けられない方のみに通知し、資格認定を受けた方への通知は省略さ
せていただきます。
(認定後、工事等請負有資格業者名簿を市ホームページに3月下旬ごろ掲載いたします。)

9 工事種別

白河市が受け付ける工事種別は、下記のとおり18種別です。この中から登録を希望する種
別を申請して下さい。

なお、下記の表により対応する建設業許可業種を有し、かつ審査基準日の直前決算において、
完成工事高があることが要件となります。

水道工事の登録を希望する場合は、「11 上水道工事」に丸をつけてください。なお、白
河市における「上水道工事」の登録には、土木工事業と水道施設工事業の建設業許可が必要で
す。また白河市における下水道工事は、「一般土木工事」に区分しています。

建設業許可業種対応表

番号	工事種別	例 示	対応する建設業許可業種
1	一般土木	土木一式工事	土木工事業
		盛土、根切り、掘削、コンクリート打設、はつり土留、締切り、整地、コンクリートブロック、客土、ガードレール設置、標識設置、フェンス設置、くい打、くい抜、種子吹付	◎とび・土工・コンクリート工事業
		石積み、石張り、石材加工、コンクリートブロック積み張り	◎石工事業
		タイル、コンクリート積み張り、レンガ積み張り	◎タイル・れんが・ブロック工事業
		鉄塔、ガードレール、標識設置	◎鋼構造物工事業
		鉄筋加工組立の工事	◎鉄筋工事業
		下水道本管埋設	◎土木工事業
		下水道処理施設	◎水道施設工事業
2	舗装	アスファルト舗装、コンクリート舗装、軽舗装表面処理工事	ほ装工事業
3	建築	建築一式工事	建築工事業
		造作、木造間仕切	◎大工工事業
		左官、とぎ出し、吹付、モルタル左官、防水モルタル、ラス張り	◎左官工事業
		家屋解体、ひき家鉄骨組立、とび、コンクリート打設、くい打、くい抜	◎とび・土工・コンクリート工事業 ◎解体工事
		石積み、石張り、石材加工	◎石工事業
		金属薄板屋根ふき、屋根断熱、スレート、瓦、屋根ふき	◎屋根工事業
		コンクリートブロック積、レンガ積み張り、タイル張り、築炉	◎タイル・れんが・ブロック工事業
		鉄骨組立、鋼製階段	◎鋼構造物工事業
		アスファルト防水、モルタル防水、目地防水、塗膜防水、シート防水、注入防水	◎防水工事業
		壁張り、内装間仕切、インテリア、たたみ、ふすま、天井仕上げ、床仕上げ	◎内装仕上工事業
		ガラス加工・取り付け	◎ガラス工事業
		サッシ取り付け、建具取り付け、シャッター、カーテンウォール、ふすま	◎建具工事業
		鉄筋加工組立	◎鉄筋工事業
		板金加工、屋根かぎり	◎板金工事業
4	電気設備	構内配線、信号設備、ネオン装置、受変電設備、照明設備、電気防食	電気工事業
		火災報知、非常警報設備	◎消防施設工事業
5	暖冷房衛生設備	ガス配管、給排水、給湯設備、暖冷房設備、空調設備、汚物浄化槽、水洗便所設備、厨房設備、畑地灌漑（スプリンクラー）	管工事業
		暖冷房設備・冷凍冷蔵設備の熱絶縁工事	◎熱絶縁工事業
		消火栓、消火設備、水噴霧、救助袋、緩降機、排煙設備、	◎消防施設工事業

		避難はしご、屋外消火栓、スプリンクラー設備	
6	鋼橋上部	鋼橋上部、歩道橋設置、水管橋	鋼構造物工事業
		足場架設、コンクリート打設	◎とび・土工・コンクリート工事業
7	P C 橋上部	土木一式工事（プレストレストコンクリート工事）	土木工事業
		足場架設、コンクリート打設、P C 橋上部の据付	◎とび・土工・コンクリート工事業
8	しゅんせつ	海・河川しゅんせつ	しゅんせつ工事業
9	塗装	塗装、区画線塗装、下地調整、溶射、ライニング、布張り仕上げ、プラスター、橋梁塗装	塗装工事業
10	法面処理	土木一式工事（法面処理工事）	土木工事業
		モルタル吹上、土留、締切り、種子吹付け、コンクリートブロック、注入防水	◎とび・土工・コンクリート工事業
11	上水道	取水施設、浄水施設、配水施設、上水道本管埋設	水道施設工事業
		公道下の上水道本管埋設	◎土木工事業
12	清掃施設	ゴミ処理施設、し尿処理施設	清掃施設工事業
13	消雪	消雪工事一式	管工事業、さく井工事業
14	機械設備	索道、プラント設備、クレーン設置、昇降機設置、揚排水機設置	機械器具設置工事業
		水門、樋門等門扉設置、開閉機設置	◎鋼構造物工事業
15	通信設備	有線・無線電気通信設備、放送機械設備、空中線設備	電気通信工事業
16	造園	植栽、地被、景石、地植、水景、公園施設	造園工事業
17	さく井	さく井、観測所、還元井、浅井戸、さく孔、揚水設備	さく井工事業
18	グラウト	土木一式工事	土木工事業
		ボーリンググラウト	◎とび・土工・コンクリート工事業

上の表で、◎は例示の工事を単体工事として発注した場合に必要な許可業種を表します。

経営事項審査の完成工事高を入札参加申込の工事種別毎に組み替えする場合は、次の表により工事1件毎にその内容を吟味して振り分けていくこととなります。

なお、経営事項審査で申請していても工事種別に振り分け不可能な完成工事高は、「その他の工事」として整理します。

経営事項審査申請業種と入札参加申込業種の平均完成工事高対応表

工事種別 (18種) ＼	一般	舗	建	電	暖	鋼	P	し	塗	法	上	清	消	機	通	造	さ	グ	そ
経審業種 (28種)	土木	装	築	気	冷房	橋	C	ゅん	面	面	水	掃	施	械	信	造	く	ラウ	の他
				設	衛生	橋	橋	んせ	処理	道	道	施設	雪	設備	設備	園	井	ト	
土木一式	○						△1			○	○							○	
建築一式			○																
大工工事			○																
左官工事			○																
とび・土工・コンクリート	○		○				○	○			△2							○	
石工事	○		○																
屋根工事			○																
電気工事				○															
管工事					○									○					
タイル・れんが・ブロック	○		○																
鋼構造物	○		○			△3								○					
鉄筋工事	○		○																
舗装工事		○																	
しゅんせつ								○											
板金工事			○																
ガラス工事			○																
塗装工事									○										
防水工事			○																
内装仕上			○																
機械器具設置														○					
熱絶縁工事					○														
電気通信															○				
造園工事																○			
さく井工事													○				○		
建具工事			○																
水道施設	○											○							
消防施設				○	○														
清掃施設													○						
解体	○		○																
その他																		○	

△1 経営事項審査において「プレストレストコンクリート」として内書きされている完成工事高を限度として計上できます。

△2 経営事項審査において「法面処理」として内書きされている完成工事高を限度として計上できます。

△3 経営事項審査において「鋼橋上部」として内書きされている完成工事高を限度として計上できます。

10 必要書類一覧

【市内・準市内】

綴番	書類名	留意事項
	受付票	<ul style="list-style-type: none"> 返信用封筒(切手付) 登録番号は空欄
ファイル	A4版 水色の紙ファイル	・背表紙に「建設工事入札参加資格審査申請書」及び業者名を明記
	チェックリスト	・提出前に必ずチェックし、提出時に添付すること。
第1号様式	建設工事入札参加資格審査申請書	<ul style="list-style-type: none"> 希望工種に必要な建設業許可があるか建設業許可通知で確認 希望工種に完工高があるか経審写しで確認 作成担当者は社内の者となっているか
第15号様式	社会保険加入状況申告書	※申告となりますので、経審での代用は出来ません。
第13号様式 その1	白河市暴力団排除条例に係る誓約書	※誓約となりますので、代替書式での提出は出来ません。
第13号様式 その2	役員名簿	
第5号様式 その1	営業所及び委任関係一覧表	<ul style="list-style-type: none"> 委任状の押印漏れ確認 市内に委任先を設置している場合には支店等報告書を確認 「委任する工事種別」が「対応表」、「委任状兼使用印鑑届」とあっては「委任する工事種別」「委任する管内」「委任期間」が記載されている
	委任状(使用印鑑届)	
	建設業許可通知書又は建設業許可証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 有効期限内であることを確認
	経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険等加入一経審の「その他の審査項目(社会性等)」中、すべての保険が「有」または「除外」となっていることを確認。なお、社会保険等加入経審に反映されていない場合は、確認できる資料を提出 申請中の場合は、現時点のものを仮提出し、結果通知書が届きしだい提出
第2号様式 その1	工事経歴書 (県内業者用)	<ul style="list-style-type: none"> 準市内の場合には、市内での工事経歴を記入 その1は県内業者、その2は県外業者 <p>※指定様式での作成が困難な場合は、福島県様式のコピーも提出可。ただし、上水道工事がある場合は不可。</p>
第3号様式 その1	完成工事高集計表 (県内業者用)	<ul style="list-style-type: none"> 県内業者用(その1)の場合、外注した金額を記入 直近の完工高が「0」の場合には、その工種は申請不可
第6号様式	経営事項審査申請業種と入札参加申込業種の平均完成工事高対応表	<ul style="list-style-type: none"> 縦の合計欄が完工高集計表の数字と合っている 横の合計欄が経営事項審査の数字と合っている 上水道及び下水道が整理されている
第4号様式 その1-②	技術者経歴書 (有資格者用)	
	資格証の写し	
第4号様式 その1-③	技術者経歴書 (実務経験者用)	
第4号様式 その1-④	技術者経歴書 (実務経験者用)	
第4号様式 その1-⑤	技術者経歴書(写真貼付用)	
第14号様式	営業所専任技術者調書	
	建設業許可申請における「専任技術者一覧表」の写し	<ul style="list-style-type: none"> 市内・準市内業者の場合、必ず提出
	有資格者の場合資格証の写し	
第16号様式	申立書	
	後期高齢者医療被保険者証(写し)	<ul style="list-style-type: none"> 未納・滞納がないか(市税は完納証明書) 国税→「法人税」又は「所得税」、「消費税及び地方消費税」 県税→「法人(個人)県民税、法人(個人)事業税、自動車税」 市税→「軽自税」「法人(個人)市民税」「固定資産税」「国保税」
	国税の納税証明書(写し)	
	県税の納税証明書(写し)	<ul style="list-style-type: none"> 市外業者の場合、同社名義の土地・家屋が市内に所在するかを確認
	市税の納税証明書(写し)	
	支店・営業所の状況報告書	<ul style="list-style-type: none"> 準市内業者の場合、必ず提出
	営業所写真	<ul style="list-style-type: none"> 営業所の外観と内部が確認できる写真が添付されている 外観は看板や入口等、内部は電話や机・事務機等が確認できる

【県内（市内・準市内を除く）】

綴番	書類名	留意事項
	受付票	<ul style="list-style-type: none"> 返信用封筒(切手付) 登録番号は空欄
ファイル	A4版 水色の紙ファイル	<ul style="list-style-type: none"> 背表紙に「建設工事入札参加資格審査申請書」及び業者名を明記 継続申請は、タイトルの上に継承番号を明記
	チェックリスト	提出前に必ずチェックし、提出時に添付すること。
第1号様式	建設工事入札参加資格審査申請書	<ul style="list-style-type: none"> 希望工種に必要な建設業許可があるか建設業許可通知で確認 希望工種に完工高があるか経審写しで確認 作成担当者は社内の者となっているか
第15号様式	社会保険加入状況申告書	※申告となりますので、経審での代用は出来ません。
第13号様式 その1	白河市暴力団排除条例に係る誓約書	※誓約となりますので、代替書式での提出は出来ません。
第13号様式 その2	役員名簿	
第5号様式 その1	営業所及び委任関係一覧表	<ul style="list-style-type: none"> 委任状の押印漏れ確認 市内に委任先を設置している場合には支店等報告書を確認 「委任する工事種別」が「対応表」、「委任状兼使用印鑑届」とあっている 「委任する工事種別」「委任する管内」「委任期間」が記載されている
	委任状(使用印鑑届)	
	建設業許可通知書又は建設業許可証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 有効期限内であることを確認
	経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険等加入→経審の「その他の審査項目(社会性等)」中、すべての保険が「有」または「除外」となっていることを確認。なお、社会保険等加入経審に反映されていない場合は、確認できる資料を提出 申請中の場合は、現時点のものを仮提出し、結果通知書が届きたい提出
第2号様式 その1	工事経歴書 (県内業者用)	<ul style="list-style-type: none"> 準市内の場合には、市内での工事経歴を記入 その1は県内業者、その2は県外業者 <p>※指定様式での作成が困難な場合は、福島県様式のコピーも提出可。ただし、上水道工事がある場合は不可。</p>
第3号様式 その1	完成工事高集計表 (県内業者用)	<ul style="list-style-type: none"> 県内業者用(その1)の場合、外注した金額を記入 直近の完工高が「0」の場合には、その工種は申請不可
第6号様式	経営事項審査申請業種と入札参加申込業種の平均完成工事高対応表	<ul style="list-style-type: none"> 縦の合計欄が完工高集計表の数字と合っている 横の合計欄が経営事項審査の数字と合っている 上水道及び下水道が整理されている
第4号様式 その1	技術者経歴書 (有資格者用)	<ul style="list-style-type: none"> 希望工種に対応する資格を有する技術者がいる <p>※指定様式での作成が困難な場合は、福島県様式のコピーも提出可</p>
第16号様式	申立書	<ul style="list-style-type: none"> 未納・滞納がないか(市税は完納証明書)
	後期高齢者医療被保険者証(写し)	<ul style="list-style-type: none"> 国税→「法人税」又は「所得税」、「消費税及び地方消費税」
	国税の納税証明書(写し)	<ul style="list-style-type: none"> 県税→「法人(個人)県民税、法人(個人)事業税、自動車税 市税→「軽自税」「法人(個人)市民税」「固定資産税」「国保税」
	県税の納税証明書(写し)	<ul style="list-style-type: none"> 市外業者の場合、同社名義の土地・家屋が市内に所在するかを確認
	市税の納税証明書(写し)	

【県外】

綴番	書類名	留意事項
	受付票	<ul style="list-style-type: none"> 返信用封筒(切手付) 登録番号は空欄
ファイル	A4版 水色の紙ファイル	<ul style="list-style-type: none"> 背表紙に「建設工事入札参加資格審査申請書」及び業者名を明記 継続申請は、タイトルの上に継承番号を明記
	チェックリスト	<ul style="list-style-type: none"> 提出前に必ずチェックし、提出時に添付すること。
第1号様式	建設工事入札参加資格審査申請書	<ul style="list-style-type: none"> 希望工種に必要な建設業許可があるか建設業許可通知で確認 希望工種に完工高があるか経審写しで確認 作成担当者は社内の者となっているか
第15号様式	社会保険加入状況申告書	※申告となりますので、経審での代用は出来ません。
第13号様式 その1	白河市暴力団排除条例に係る誓約書	※誓約となりますので、代替書式での提出は出来ません。
第13号様式 その2	役員名簿	
第5号様式 その1	営業所及び委任関係一覧表	<ul style="list-style-type: none"> 委任状の押印漏れ確認 市内に委任先を設置している場合には支店等報告書を確認 「委任する工事種別」が「対応表」、「委任状兼使用印鑑届」とあっては、「委任する工事種別」「委任する管内」「委任期間」が記載されている
	委任状(使用印鑑届)	
	建設業許可通知書又は建設業許可証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 有効期限内であることを確認
	経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険等加入→経審の「他の審査項目(社会性等)」中、すべての保険が「有」または「除外」となっていることを確認。なお、社会保険等加入経審に反映されていない場合は、確認できる資料を提出 申請中の場合は、現時点のものを仮提出し、結果通知書が届きたい提出
第2号様式 その2	工事経歴書 (県外業者用)	<ul style="list-style-type: none"> その2は県外業者 <p>※指定様式での作成が困難な場合は、福島県様式のコピーも提出可。ただし、上水道工事がある場合は不可。</p>
第3号様式 その2	完成工事高集計表 (県外業者用)	<ul style="list-style-type: none"> 直近の完工高が「0」の場合には、その工種は申請不可
第6号様式	経営事項審査申請業種と入札参加申込業種の平均完成工事高対応表	<ul style="list-style-type: none"> 縦の合計欄が完工高集計表の数字と合っている 横の合計欄が経営事項審査の数字と合っている 上水道及び下水道が整理されている
第4号様式 その1	技術者経歴書 (有資格者用)	<ul style="list-style-type: none"> 希望工種に対応する資格を有する技術者がいる <p>※指定様式での作成が困難な場合は、福島県様式のコピーも提出可</p>
第16号様式	申立書	<ul style="list-style-type: none"> 未納・滞納がないか(市税は完納証明書)
	後期高齢者医療被保険者証(写し)	<ul style="list-style-type: none"> 国税→「法人税」又は「所得税」、「消費税及び地方消費税」
	国税の納税証明書(写し)	<ul style="list-style-type: none"> 県税→「法人(個人)県民税、法人(個人)事業税、自動車税 市税→「軽自税」「法人(個人)市民税」「固定資産税」「国保税」
	県税の納税証明書(写し)	<ul style="list-style-type: none"> 市外業者の場合、同社名義の土地・家屋が市内に所在するかを確認
	市税の納税証明書(写し)	

11 申請後の変更の届出

申請後、次の場合に該当するときは、速やかに変更届を提出してください。

番号	変更事項	添付書類
1	商号又は名称 ※1	商業登記簿謄本の写し（法人の場合）
2	所在地 (1)本社の場合 (2)委任をしている営業所の場合	(1)商業登記簿謄本の写し（法人の場合） (2)商業登記簿謄本の写し（支店登記がある場合）
3	代表者 ※1	商業登記簿謄本の写し
4	内部受任者氏名 ※1	委任状（委任期間は変更日から資格の有効期間の末日）
5	内部受任者職名	委任状（委任期間は変更日から資格の有効期間の末日）
6	電話番号及びFAX番号	なし
7	経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書	経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し 注) <u>定期的に審査を受け最新の通知書の写しのみを提出してください</u>
8	建設業許可の更新（変更のない更新も含む）、廃業、一般・特定の区分変更	許可通知書又は登録通知書の写し 注) 変更は前後の許可内容を記載してください 注) 変更がなく更新のみの場合は許可通知書又は登録通知書のみを提出してください
9	技術者の増減、技術者が施工できる工種の追加など (市内・準市内業者に限る)	当該技術者の経歴書 資格証の写し
10	組織変更 (1)法人組織化（経営の同一性を失わない場合のみ） (2)その他組織変更	商業登記簿謄本の写し（法人の場合） 株主調書 許可（登録）通知書又は証明書の写し
11	廃業（資格の要件たる許可・登録の失効を含む）	廃業届等の写し
12	委任先の変更 ※2	営業所及び委任関係一覧表（第5号様式） 委任状（委任期間は変更日から資格の有効期間の末日）
13	新規委任 ※2	営業所及び委任関係一覧表（第5号様式） 委任状（委任期間は変更日から資格の有効期間の末日）
14	合併、会社分割等	登録又は抹消を証する書類の写し
15	会社更生手続き開始 民事再生手続き開始	開始決定書の写し 商業登記簿謄本の写し 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

(申請後の変更の届出補足)

- 1 人名、商号名称には、必ず「ふりがな」をふること。
- 2 新たに営業所への委任を行う場合、委任している申請業種別を追加・変更する場合には、次のすべての条件を満たし、かつ営業所の新設、委任業種の追加・変更が明確にわかるように変更届に記載すること。
 - (1) 法律等で許可等が必要とされている場合（例えば、建設工事であれば建設業法の許可）、資格審査の申請業種に対応した許可を得ている営業所であること。
 - (2) 営業所の長への委任の内容として、見積入札・契約締結・代金請求受領のすべての権限を委任していること。

999	受付後に付番しますので、空欄にして送付してください。
	タイトルは、左記と同様に記載願います。
	会社名を記載願います。
令和8年度 追加分 工事等入札参加資格審査申請書 (株)●●建設	